

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

平成8年7月

茨城県

第1 基本的な考え

近年・余暇時間の増大や心の豊かさ重視への価値観の変化に伴い、自然が豊かな農山漁村や農林漁業への期待や関心の高まりが見られ、都市住民を中心に、余暇を利用して、農作業、森林施業、漁ろう等地域の農林漁業や自然などを体験しこれに親しもうとする動きがみられる。

また、農山漁村地域においても、都市住民等との交流を深め、農林水産物の販売や地域の特産物の開発等の新たな所得の確保や就業機会の拡大により、活性化を進めようとする動きもある。

茨城県は、大消費地に近く、平坦で広大な農地と温和な気候を利用し、水稻、園芸作物、畜産等多様な農業が展開されているとともに、県北地域を中心に、特用林産物などの林業、さらには、長い海岸線を生かした多様な海面漁業や湖沼・河川での内水面・養殖業が盛んである。

また・美しい森林、梅・河川、湖沼等の豊かな自然、名所・旧跡や文化施設、温泉施設等の観光資源を有している。

これらの地域資源を活用し、地域の特色を生かした都市と農山漁村の交流を促進することにより農山漁村の活性化を図るため、この基本方針を定めるものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、都市住民等に農業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるとともに、自然環境の保全や秩序ある土地利用など良好な景観の形成に配慮し、農業・農村に関する体験施設、宿泊施設等の総合的・一体的な整備、地域農業者による高いサービスの提供、地域の諸資源を活かした余暇活動の場の提供、農業や関連産業の振興、就業機会の確保、農業所得の向上、地域の活性化などの性格及び機能を有する地域の整備をめざす。

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、地域資源及び農業者等地域住民の主体性と創意工夫を最大限に活用するとともに、農産物の販売促進、農産加工品の開発・生産等、地域の農業及び関連産業等の振興、農作業体験施設等の利用者の安全確保及び施設の効率的運営等を行う人材の育成、女性・高齢者の能力の活用、秩序ある土地利用の推進、農業の健全な発展と自然環境の保全との調和、居住機能との調和などに留意しつつ、計画的・一体的な整備に努める。

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という。）の設定は、次の要件を満たす地域とする。

- (1) 農用地等が整備地区内の土地の相当部分を占め、かつ適正に管理され有効に利用されているとともに、農業者等の主体的かつ一体的な取り組みの下に、整備が促進されると認められる地区であること。
- (2) 自然環境の保全等に配慮がなされ、良好な農村の景観が形成されていること。
- (3) 整備することにより十分な機能の発揮が見込まれ、農村滞在型余暇活動への取り組みに対する地域的な意識が高く、農村滞在型余暇活動において役割を發揮できる人材がいること。
- (4) 当該地域が農業振興地域内にあること。
- (5) 市町村内において複数の整備地区を設定する場合には、それらの地区が有機的な連携のもとに、その成果の確保が図られるものであること。

3 整備地区内における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項

(1) 整備地区における土地利用の基本的な方針

整備地区における農用地その他の農業資源の有する機能の十分な発揮を図るとともに、農用地その他の農業資源等について、良好な農村景観の確保を図ることにより、農村滞在型余暇活動に資するための農業資源の保健機能を増進することを旨とする。

(2) 土地利用の方針

整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るため、農村景観の保全や農用地等の保全・利用に関する措置、土地利用に関する協定等を活用する。

4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

農作業体験施設等の整備に当たっては、地域の特性や自然条件等を活かした特色のある魅力的な施設等の整備、都市住民等のニーズに対応した多様な内容と形態を有する施設等の整備、地域の伝統芸能等の農村文化に関して調査・研究、資料の整備、地域住民の意向が十分に反映され、かつ女性・高齢者の能力が發揮されることへの配慮、効率的な利用、既存の施設等との調和と積極的活用、各施設等の総合的・計画的な配置と相互の連携、自然環境の保全、農業生産環境及び生活環境等との調和などの諸点に留意して行う。

5 その他の農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 農業振興地域整備計画その他農業の振興又は農村の整備に関する計画との調和を図るものとする。
- (2) 市町村内に複数の整備地区を定めた場合には、整備喝区間の連携に配慮する。
- (3) 農作業体験施設等の効率的かつ効果的な運営及び地域農産物の販売促進等を図るため、サービス水準の統一・向上や加工体験施設、食堂、宿泊施設等で利用する原材料・食材供給等についての協定づくりなど地区の関係者の連携による取り組みを推進する。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

第2の1の(1)と同様であるが、そのほか、都市住民が森林・林業の体験や森林・林業に対する理解を深めるための場の提供が可能となるよう地域の特性を活かし、森林の保健機能が発揮されるよう森林資源が整備され、山村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい山村景観が形成されること。

また、その整備が林業や関連産業の振興に寄与し、林業所得の向上や就業機会の確保、国土の保全等森林の持つ多面的機能が発揮される森林・林業地域が形成されること。

(2) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

第2の2の(2)と同様であるが、そのほか、地域の森林・林業に関する認識及び理解などを通じて森林整備に対する協力・参加の推進と地域林業の振興に寄与するよう努めるとともに、都市住民等の余暇活動と地域の森林の保全・整備及び林業生産活動と地域社会活動との調和ある共存に努めること。

また、地域の森林保有者、森林組合等の意向を勘案して、森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づき、森林の施業と森林保健施設の計画的かつ一体的な整備を図るなど森林の多面的な機能の発揮、森林施業等の体験については、地形、植生等を勘案した作業内容や手順についての適切な指導等、快適で安全な体験をするための措置、森林インストラクター等の森林・林業体験を指導・案内する人材の活用とその育成などに努めること。

2 その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

第2の4と同様の考え方にに基づき行うものとするが、そのほか、森林法等関係法令と適切な調整を行うものとする。

(2) その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して必要な措置に関する事項

第2の5と同様の事項につき、山村の現状を考慮し必要な措置を講ずるほか、山村滞在型余暇活動の効果的な推進を図るため、地域森林計画、市町村森林整備計画その他の諸計画等との調和を図りつつ、森林地域の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努めるものとする。

第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

第2の1の(1)と同様であるが、そのほか、都市住民等に漁業の体験その他漁業に対する理解を深めるための余暇活動の提供が可能となるよう、良好な自然的環境を有する漁場及び漁村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な漁村景観が形成されるこ

と。

また、漁ろうの体験等について、質の高いサービスの提供が行われるとともに、機能の整備が、漁業や関連産業の振興に寄与し、漁業所得の向上や就業機会の確保など、地域の活性化の進展が図られること。

(2) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

第2の1の(2)と同様であるが、そのほか、漁村滞在型余暇活動のための機能の整備が地域の漁業生産と水産物の販売促進等地域漁業の振興に寄与すること、地域の漁業生産活動との調和ある共存に配慮した整備推進などに努めること。また、漁ろうの体験等における利用者の安全の確保や漁業に対する理解の促進を図るため、体験等の指導を行う人材の育成に努めること。

2 その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

第2の4と同様の考え方にに基づき行うものとするが、そのほか、漁業法等関係法令と適正な調整を行うものとする。

(2) その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して必要な措置に関する事項

第2の5と同様の事項につき、必要な措置を講ずるほか、漁村滞在型余暇活動を効果的に実施するため漁港整備計画その他の諸計画等との調和を図りつつ、関係海面の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努める。

第5 その他

交流人口の安定確保、市町村の連携活動の推進、国際化への対応、支援体制の整備に努めること。